

小野市公告第 5 号

小野市住民情報システム標準化対応業務委託公募型プロ ポーザルの実施について

小野市住民情報システム標準化対応業務委託の受託者を選定するため、
公募型プロポーザルを実施します。

令和 6 年 2 月 2 日

小野市長 蓬 萊 務

1 業務名

小野市住民情報システム標準化対応業務委託

2 参加表明書受付期間

令和 6 年 2 月 2 日から令和 6 年 2 月 21 日

3 参加資格要件

参加者は次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 本市の物品・役務等の入札参加資格審査申請書を提出し、物品・役務の提供等登録業者名簿に登載されていること。
- (2) 代理店として本プロポーザルに参加する場合は、代理店および開発元の双方が上記(1)の要件を満たしていること。
- (3) プロポーザル参加資格の確認時点およびプロポーザル審査結果の通知日までの間において、本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないまたは指名停止を受けることとなる事実が確認されていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団または暴力団員およびそれら密接な関係を有するものでないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始または破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 過去5年間に、情報漏洩等のセキュリティに関する事項について、判決による罰金、和解金の支払いがないこと。また、同種の業務を受託した実績を有するとともに、受託者の責により契約を解除されたことがないこと。
- (9) クラウドソリューションに係る深い知見を有する専門技術者等、十分な業務遂行能力および適切な執行体制を有し、本市の指示および相談に対し柔軟に対応できること。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）と同等の認証を受けていること。
- (11) 小野市契約規則（昭和44年小野市規則第14号）第28条に定める契約保証金を納付できること。または、同条第1号に定める本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。
- (12) 提案するシステムは、本業務の対象業務に係る標準仕様書に定義される【実装必須機能】を全て実装しており、なおかつ【実装不可機能】を実装していないこと。